

## **社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令案の概要**

### **第1 改正の趣旨**

本改正命令案は、株券電子化制度の開始後の実務の運用状況等を踏まえ、会社が特定の銘柄の振替社債等を交付する場合において、当該振替社債等の交付を受ける権利者のために開設された振替を行うための口座を知ることができない場合の手続（以下「新規記録・振替手続等」という。）について規定の明確化を図るため、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の委任に基づく社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号）について、所要の改正を行うものである。

### **第2 改正の内容**

#### **1 振替社債を交付する場合の新規記録・振替手続等の改正（第6条から第8条まで）**

会社が特定の銘柄の振替社債を交付する場合に会社が当該振替社債の交付を受ける権利者の口座を知ることができないときとして、振替社債を、①取得条項付新株予約権の取得の対価として交付するとき、②取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として交付するとき及び③持分会社が消滅会社となる合併に際して合併対価として交付するときを加え、これに伴う所要の措置を講ずるものである。

#### **2 振替株式を交付する場合の新規記録・振替手続等の改正（第14条から第16条まで）**

会社が特定の銘柄の振替株式を交付する場合に会社が当該振替株式の交付を受ける権利者の口座を知ることができないときとして、振替株式を、①取得条項付新株予約権の取得の対価として交付するとき、②取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として交付するとき及び③持分会社が消滅会社となる合併に際して合併対価として交付するときを加え、これに伴う所要の措置を講ずるものである。

#### **3 振替新株予約権を交付する場合の新規記録・振替手続等の改正（第28条から第32条まで）**

会社が特定の銘柄の振替新株予約権を交付する場合に会社が当該振替新株予約権の交付を受ける権利者の口座を知ことができないときとして、振替新株予約権を、①取得条項付新株予約権の取得の対価として交付するとき、②取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として交付するとき、③持分会

社が消滅会社となる合併に際して合併対価として交付するとき及び④組織再編に際して消滅会社等の新株予約権者に対してその有する新株予約権に代わるものとして交付するときを加え、これに伴う所要の措置を講ずるものである。

#### 4 振替新株予約権付社債を交付する場合の新規記録・振替手続等の改正（第37条から第41条まで）

会社が特定の銘柄の振替新株予約権付社債を交付する場合に会社が当該振替新株予約権付社債の交付を受ける権利者の口座を知ることができないときとして、振替新株予約権付社債を、①取得条項付新株予約権の取得の対価として交付するとき、②取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として交付するとき、③持分会社が消滅会社となる合併に際して合併対価として交付するとき及び④組織再編に際して消滅会社等の新株予約権付社債権者に対してその有する新株予約権付社債に代わるものとして交付するときを加え、これに伴う所要の措置を講ずるものである。

#### 5 投資口及び協同組織金融機関の優先出資に関する規定についての所要の整備（第46条及び第47条）

第14条、第15条及び第16条の改正に伴い、当該条文を準用している第46条及び第47条について整備を行うものである。

#### 6 社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令（平成22年内閣府・法務省令第1号）の所要の整備（附則第2条）

社債、株式等の振替に関する命令第14条の改正に伴い、必要となる整備を行うものである。

### 第3 施行時期

公布の日から施行する。